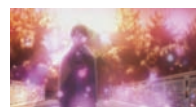


III 資料編



草加市振興計画審議会条例

昭和41年10月7日

条例第34号

(設置)

第1条 総合振興計画を策定するため、草加市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平11条例27・全改)

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(平11条例27・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市民

(平11条例27・全改)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例27・追加)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第4条線下・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・全改)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

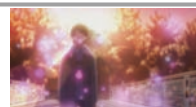
(平11条例27・一部改正)

附 則 (略)

草加市振興計画審議会委員名簿

任期：平成30年11月22日～令和2年11月21日

役職	氏名	選出団体等	備考
会長 職務代理	内 田 佳 伯	草加市町会連合会	
	野 崎 友 義	草加商工会議所	H31.2.15退任
	山 崎 修	草加商工会議所	H31.2.21就任
	三 井 忠	草加市商店連合事業協同組合	
	豊 田 林 一	草加市農業振興協議会	
	藤 城 武 志	草加市社会福祉協議会	R1.6.21退任
	梶 溪 文 有	草加市社会福祉協議会	R1.7.9就任
	武 居 直 紀	草加市P T A連合会	
	木 村 孝三郎	草加市文化団体連合会	
	木 村 忠 義	埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部	
会長	小 泉 秀 樹	東京大学工学部都市工学科	
	後 藤 純	東京大学 高齢社会総合研究機構	
	朝 倉 暁 生	東邦大学 理学部生命圏環境科学科	
	大 谷 基 道	獨協大学法学部総合政策学科	
	飯 塚 孝	埼玉県中小企業団体中央会	
	井 熊 正 裕	公募委員	
	菅 生 日出子	公募委員	



平成30年5月31日

(設置)

第1条 第四次草加市総合振興計画の基本計画の策定等を行うため、第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定等委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画基本計画の策定に関すること。
- (2) 総合振興計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定等委員会は、市長室長、総合政策部長、総務部長、自治文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、市民生活部長、都市整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、市立病院事務部長、議会事務局長、教育総務部長及び監査委員事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 委員長は、策定等委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員が策定等委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(検討委員会)

第6条 総合振興計画基本計画の策定等に係る庁内横断的な課題及び方向性を検討するため、策定等委員会に検討委員会を設置する。

(検討委員会の組織)

第7条 検討委員会は、市長室長、総合政策部副部長、総務部副部長、自治文化部副部長、健康福祉部副部長、子ども未来部副部長、市民生活部副部長、都市整備部副部長、建設部副部長、上下水道部副部長、会計課長、市立病院事務部副部長、議会事務局次長、教育総務部副部長及び監査委員事務局次長をもって組織する。ただし、副部長又は次長の職にある者が複数の場合は、当該部長が指名する者とする。

(検討委員会の会長及び副会長)

第8条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合政策部副部長をもって充てる。
- 3 副会長は、都市整備部副部長をもって充てる。
- 4 会長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の運営)

第9条 検討委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会員が検討委員会を欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第10条 総合振興計画基本計画の策定等に係る専門的事項の検討並びに調査及び研究を行うため、検討委員会に検討部会を設置する。

2 検討部会の名称及び構成は、別表のとおりとし、部会員は、原則として課、室その他の部署の課長補佐級の職員のうちから所属長が指名する者をもって組織する。ただし、課長補佐級の職員がいない部署の場合は、この限りでない。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選による。

5 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

6 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 検討部会は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第11条 策定等委員会、検討委員会及び検討部会は、その所掌事務に関し必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

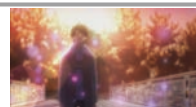
第12条 策定等委員会、検討委員会及び検討部会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定等委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。



別表（第10条関係）

部会名	部会員（課長補佐級の職員のうちから所属長が指名する者）
防災・建設・環境部会	危機管理課、交通対策課、環境課、廃棄物資源課、くらし安全課、建設管理課、河川課、道路課、維持補修課
上下水道部会	水道総務課、水道営業課、水道工務課、水道施設課、下水道課
都市整備部会	都市計画課、開発指導課、建築指導課、みどり公園課、新田駅周辺土地区画整理事務所
福祉・健康づくり部会	スポーツ振興課、福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課、保険年金課
市立病院部会	経営管理課、施設管理課、医事課、地域医療連携相談室
子ども未来部会	子育て支援課、子ども育成課、保育課、子育て支援センター
学校教育部会	総務企画課、学務課、指導課、教育支援室、子ども教育連携推進室
文化・生涯学習部会	人権共生課、産業振興課、文化観光課、生涯学習課、中央図書館
市民サービス・活動部会	広聴相談課、みんなでまちづくり課、市民課、議会事務局、選挙管理委員会
計画形成・職員部会	秘書課、広報課、総合政策課、財政課、資産活用課、情報推進課、公共建築課、庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課、工事検査課、会計課、監査委員事務局

草 総 第 107 号
平成30年11月22日

草加市振興計画審議会 会長 様

草加市長 浅 井 昌 志

第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定について（諮問）

第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定に当たり、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の素案の策定について

2 諮問事項に対する説明

本市では、平成28年度から平成47年度（2035年度）までの20年間の計画期間とし、本市の将来都市像である「快適都市」を実現していく基本的な方針となる「第四次草加市総合振興計画基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定しています。

基本構想では、一期4年の計画期間において、基本構想を実現するための施策を体系化し、方針を定める「基本計画」を策定することとしており、第一期基本計画は平成28年度から4年間の計画期間としています。

第一期基本計画が平成31年度（2019年度）に目標年次を迎えることから、第一期基本計画における成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、平成32年度（2020年度）を開始年度とする第二期基本計画を新たに策定するに当たり、幅広くご議論をいただきたく、貴審議会のご意見を求めるものです。



草 振 審 第 1 号
平成31年(2019年)4月9日

草加市長 浅井 昌志 様

草加市振興計画審議会
会 長 小 泉 秀 樹

第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定について（答申）

平成30年11月22日付け草総第107号で諮問がありました第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定について、当審議会で審議した結果、次のとおり答申をいたします。

別添「第四次草加市総合振興計画第二期基本計画（素案）」をもって答申とします。

なお、第四次草加市総合振興計画における、草加のめざす都市像である「快適都市」の実現に向け、本計画を実行することを望むとともに、計画書及び概要版の作成については、分かりやすいものとする事で、これまで以上に、市民と連携・協力し、様々な取組が進められるよう、作成について工夫をしてください。

【審議経過】

本審議会は平成30年11月22日に市長から委嘱され、同日、別添のとおり「第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定について」諮問を受けました。

この諮問内容に基づき、これまで5回の審議会を開催し、計画の体系や各施策について、積極的な審議を行ってきたところです。審議の経過は次のとおりです。

なお、本審議会は、市内の公共的団体等の役員や知識経験を有する者、公募による市民の15人で構成されており、各委員からは日頃培ってきた経験やそれぞれの代表としての視点から、積極的にご意見をいただき、活発な議論を行うことができました。

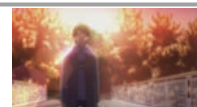
回	開催日	時間	会 場	審 議 内 容
第1回	平成30年 11月22日	19:00～	市役所	・ 委嘱式、諮問事項について ・ 第二期基本計画の策定について ・ 第二期基本計画（案）について ・ 振興計画審議会の進め方について
第2回	12月27日	19:00～	市役所	・ 施策1～施策15について 重点審議：施策4、施策9、施策13、施策15
第3回	平成31年 1月17日	19:00～	市役所	・ 施策16～施策28について 重点審議：施策18～20、施策23
第4回	3月27日	19:00～	市役所	・ 施策29～施策41について 重点審議：施策29、施策38
第5回	4月 9日	19:00～	市役所	・ 計画全体総括 ・ 答申案について



策定経過

年月日		内容
平成30年	4月23日	第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定に係る基本方針決定
	5月31日	第四次草加市総合振興計画第二期基本計画の策定に係る庁内検討組織の設置
	7月 5日 ～7月27日	草加市振興計画審議会委員の公募（2名）
	7月18日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（上下水道部会）
	7月19日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（市民サービス・活動部会）
	7月20日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（子ども未来部会）
	同 日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（防災・建設・環境部会）
	7月24日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（都市整備部会）
	7月26日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（文化・生涯学習部会）
	7月27日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（福祉・健康づくり部会）
	同 日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（学校教育部会）
	7月30日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（市立病院部会）
	7月31日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討部会（計画形成・職員部会）
	10月10日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会検討委員会
	11月 1日	第四次草加市総合振興計画基本計画策定等委員会

年月日		内容
平成30年	11月22日	草加市振興計画審議会委嘱式
	同 日	第1回草加市振興計画審議会 市長から第四次草加市総合振興計画第二期基本計画について諮問
	12月27日	第2回草加市振興計画審議会
平成31年	1月17日	第3回草加市振興計画審議会
	3月27日	第4回草加市振興計画審議会
	4月 9日	第5回草加市振興計画審議会 会長から第四次草加市総合振興計画第二期基本計画について答申
令和元年	5月18日 ～6月20日	第四次草加市総合振興計画第二期基本計画（素案）に係るパブリックコメント
	7月 3日	第四次草加市総合振興計画第二期基本計画（案）策定
	7月10日	第6回草加市振興計画審議会
	8月 7日	パブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方の公表
	9月20日	「第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画を定めることについて」の議案が議会で可決
令和2年	4月 1日	第四次草加市総合振興計画第二期基本計画がスタート



草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成16年6月18日

条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針と基本原則（第3条—第5条）

第3章 市民の権利と責務（第6条・第7条）

第4章 議員と市議会の責務（第8条・第9条）

第5章 市長と市の責務（第10条・第11条）

第6章 市政運営（第12条—第17条）

第7章 まちづくりの環境整備（第18条—第22条）

第8章 まちづくりの参画手続（第23条—第26条）

第9章 住民投票（第27条・第28条）

第10章 条例の検証（第29条）

第11章 委任（第30条）

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- （1） 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- （2） 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- （3） 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- （4） まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- （5） パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。



(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。

3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。

4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。

5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにながるとは解しません。

(平23条例20・一部改正)

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報の保護)

第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第22条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

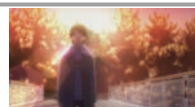
第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。



2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民（以下「まちづくり登録員」といいます。）は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

（まちづくり計画の提案）

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

（みんなでまちづくり会議）

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

（住民投票）

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

（住民投票の発議・請求）

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則（平成23年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行します。

